

# 三郷市景観形成基本計画(案)の骨子用語説明

## ■景観行政団体

- 「景観行政団体」とは景観法第7条第1項に基づき、都道府県知事と景観に伴う事務などについて協議し同意を得た市町村の事をいいます。三郷市は、より良い景観づくりを進めるため、平成19年6月1日に景観行政団体になりました。
- 景観行政団体になると市独自の景観計画の策定や景観条例を制定することで、そのまちにあったまちづくりを進めることができます。
- 平成23年度の運用開始を目指し、現在景観計画等の基礎となる景観形成基本計画を策定しています。

## ■上位計画

- 本計画の上位に位置し、より大きな視点で基本的な方針を定めている計画のことで、本市においては、三郷市総合計画のことを示します。

## ■関連計画

- 本計画の並列に位置し、その計画において基本的な方針を定めている計画のことを示します。本計画に関わる市全体の主な関連計画には、三郷市都市計画マスターplan、三郷市緑の基本計画、三郷市環境基本計画があります。なお、個別地区の関連計画として武蔵野操車場跡地における景観計画と三郷中央地区まちづくりプロジェクトがあります。

## ■道しるべ

- 本計画で用いる「道しるべ」は、「景観形成の目標」を推進するための『緩やかな誘導等の基準』を示すものとします。

## ■まちなみ

- 景観ゾーンの固有名詞として使用する場合は、優しさや親しみを高めるためひらがなを用いており、それ以外は「まち並み」を用いています。

## ■みず・みどり

- 景観ゾーン、景観拠点の固有名詞として使用する場合は、優しさや親しみを高めるためひらがなを用いており、それ以外は「水・緑」を用いています。

## ■街

- 新しいマチ、商業・業務地のマチに用いています。

## ■まち

- 「街」以外のマチに用いています。

※他の計画等から引用する場合はそのまま使用します。